

平成29年 7 月21日

魚沼市議会議長 森 島 守 人 様

産業建設委員会
委員長 志 田 貢

産業建設委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 今後の所管事務調査について
(2) 閉会中の所管事務等の調査について
(3) その他

- 2 調査の経過 7月 21 日に委員会を開催し、付託案件の審査について調査を行った。
今後の所管事務調査については、調査事項について協議した。
閉会中の所管事務等の調査については、これを行うこととした。
その他で、7月 18 日の大雨に関する被害等状況について及び有機センターの肥料取締法違反について、執行部より報告を受け質疑を行った。

産業建設委員会会議録

1 審査事件

- (1) 請願第 2 号 農業者「経営所得安定対策」における「米の直接支払交付金」の継続・充実をもとめる請願
- (2) 議案第 45 号 魚沼市有住宅条例の一部改正について
- (3) 議案第 46 号 魚沼市公園及び広場条例の一部改正について
- (4) 議案第 48 号 財産（ロータリ除雪車）の取得について
- (5) 議案第 49 号 財産（ロータリ除雪車）の取得について
- (6) 議案第 50 号 財産（除雪ドーザ）の取得について
- (7) 議案第 51 号 市道路線の変更について
- (8) 議案第 52 号 市道路線の廃止について

2 調査事件

- (9) 今後の委員会活動について
- (10) 閉会中の所管事務等の調査について
- (11) その他
 - ・ 7 月 18 日大雨に関する被害等状況について
 - ・ 有機センターの肥料取締法違反について

3 日 時 平成 29 年 7 月 21 日 午前 10 時

4 場 所 広神庁舎 301 会議室

5 出席委員 星 直樹、大桃俊彦、富永三千敏、志田 貢、岡部計夫、森山英敏、
(森島守人議長)

6 欠席委員 なし

7 紹介議員 大屋角政

8 説明員 佐藤市長、森山総務課長、星農林課長、小幡土木課長

9 書 記 櫻井議会事務局長、中川主任

10 経 過

開 会 (10 : 00)

佐田委員長 定足数に達していますので、ただいまから産業建設委員会を開会します。市長から発言を求められておりますので、これを許します。

佐藤市長 きょう報道発表のありました、魚沼市有機センターで生産、販売しております肥料に肥料取締法違反がありました。有機センターで生産している堆肥の原料となる家畜糞尿に凝集促進材が使用されていたことが判明しました。今まで当市のセンターから特殊肥料として県の認可を受けて販売しておりました肥料については、認められないということで、国が認定する普通肥料という取り扱いになるということで、このことが表示法違反という部分で肥料取締法違反になるようであります。内容につきましては、担当課長から説明させていただきますが、このことについては本日の本会議で行政報告させていただきます。この当委員会の所管でありますので、その他で質疑を受けたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

星農林課長 まず、冒頭に心配をおかけしてたいへん申し訳ございません。今、国の機関がサンプリングをしまして堆肥の成分を調べているところでございますが、若干説明させていただきます。市長が申しましたように、一部の蓄ふんの原料から、そちらの畜舎で凝集促進材が使われていたということです。私どものこの施設、21年から営業を始めたわけですが、実際に蓄ふん等につきまして現場等を当時確認し、どういう形で持ってくるか、どういう形でそこに出されるかという確認はしておりました。ただ、蓄ふんについて凝集促進材を使っているというような認識は当時も持っておりませんでした。そういう中で、畜舎でそれを使うこと自体は法的に全く問題ないわけですが、私どもの認識不足ということがあるかと思ひます。ご心配をおかけして申し訳ありません。

佐藤市長 このことを受け、今、国県から販売の自粛、販売されているものの回収等の指示もいただいておりますので、これから対応させていただきたいと思ひます。また、肥料を使っていた方々には本当に申し訳なく思っておりますし、丁寧な対応をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

志田委員長 この件につきましては、のちほどその他で質疑を受けたいと思ひます。それでは、本委員会に付託された議案について審査願ひます。

(1) 請願第 2号 農業者「経営所得安定対策」における「米の直接支払交付金」の継続・充実をもとめる請願

志田委員長 日程第1、請願第2号 農業者「経営所得安定対策」における「米の直接支払交付金」の継続・充実をもとめる請願を議題とします。最初に、紹介議員であります大屋角政議員に説明を求めます。

大屋議員 紹介議員の大屋角政です。今回の請願につきましては、農業者の経営所得安定対策における米の直接支払交付金の継続・充実をもとめる請願であります。現在、米の価格がなかなか上がらないで、下がる一方と言ってもいいと思ひますが、その中で米の直接支払交付金については1反当たり 7,500円現在出ておりますが、これが1町歩だと7万5,000円、100町歩だと750万円というような形で、中・大農家含めまして継続を求める声がいっぱいあります。それとあわせて、何年か前に民主党が政権を取っているときに名前は違いますが1反当たり1万5,000円を支給しましたけれども、このときは農家の皆さんの喜びの声が非常にありました。そういうことを考えた場合に、少なくとも今の制度を継続していただくこと、そしてさらに、1万5,000円まで引き上げて農家の皆さんに支給していただきたいという内容であります。米は全体として需給が少なくなったとはいえ、

やはり主食であることには間違いはありません。米作りをする方を支援する一つの手段として重要なものだと私は考えておりますし、また、耕作放棄地がこの地域は多いんですけれども、全くなくなってしまう、中山間直接支払制度等もありますけれども、米作りに対して直接こうやるのは、この制度しかない。それに減反をした場合には、それにプラスアルファというのがありますけれども、こういった米の直接支払交付金を合わせてそういったものを使いながら、減反に協力していくというような形が今まででありました。これが仮になくなった場合には、本当にどうなっていくのか私も心配です。そういう点でさらに作ってもいいということになって、交付金はないよとなった場合には米のさらなる余剰が出てくると。そうすれば、当然価格も下落するというような形になりやしないかと心配があります。そういう点でも、ぜひこの請願を皆さんで審議いただいて、採択されるようよろしくお願ひしたいと思ひます。

志田委員長　これから、紹介議員に対する質疑を行います。

森山委員　請願団体の農民運動新潟県連合会は、今回魚沼市に請願を出してきたわけですが、ほかの議会にはどういった動きをしているか承知していますか。

大屋議員　新潟県全体については、全部出しているとは聞いておりません。聖籠町で採択されたとは聞いておりますが、そのほかでは不採択になっているところもあります。

森山委員　魚沼市に出してきた理由はありますか。

大屋議員　おいしい魚沼コシヒカリがありますから、これを守るために、大事な地域だということと農民連のほうから私に紹介議員になってくれという感じです。

岡部委員　農民運動新潟県連合会の中に地元の生産者が、どの程度関わってニーズとして上げているのか、わかりましたらお聞かせください。

大屋議員　農協との連携も各地で見られるようであります。逆に農協で米が余った場合、農民連で買い上げていくとか、そういう連携も十日町市とかではあります。魚沼市については、残念ながらまだその組織そのものが小さいものですから、そこまでの力はございません。

岡部委員　魚沼市のJAや生産者は、直接今回の請願には深くかかわっていないという認識でよろしいでしょうか。

大屋議員　直接的には関わっておりませんが、農家の立場として今回請願を出しているこの団体も要するに米も野菜も含めて、いろんな農家の皆さんが参加している団体なものですから、そういう点では農業に対して関心を持っている団体であります。

志田委員長　ほかに質疑はありませんか。(なし)なければ、これで紹介議員に対する質疑を終結します。大屋議員の退席を求めます。(紹介議員退席)続いて、本件に関しまして執行部に確認しておきたいことがありましたら発言を許します。

岡部委員　米価が下落していることは承知して、なんとか現行制度を維持してもらいたいというのは納得するんですけども、今、地元ではこの件にかかわっていないということなんですけども、執行部として、魚沼市のこの大事な一次産業の農家をどう守っていくか、どういふ所得を確保していくのか。こういった現行制度を守るだけではなくて、ほかにいい策、これを議論しているようであれば聞かせてください。

星農林課長　先の一般質問で市長が答弁した部分もありましたが、今回はこの米の直接支払交付金制度がなくなる。たしかに所得的には非常に大きなことだと思ひています。これに

かわるものを、そのまま市が単独で行うのは財源的にもかなり難しい。ただ、市としては一般質問でも申し上げたとおり、担い手農家等中心という形になりますが、新たにことしから3カ年で単独助成において機械の更新費用の助成、来年度に向けて検討しているのが、3年前に米価が非常に下落した際に実施しました借地料の助成であります。規模の大きい担い手農家は、高齢農家等の農地を集積して農業しておりますので、そちらの地代の助成等をいま検討しているところです。そういう中で、既存の国の制度、多面的及び中山間直接支払という制度は維持しながらトータルとして農家負担が軽減できるような措置を講じていきたいと思っております。

岡部委員 特裁米も一般コシヒカリと違うんですけども、それ以上にまたブランド化して、魚沼産特別なトップブランドにして、少しでも米の差別化を図っていくような計画というのは考えていますか。

星農林課長 魚沼ブランド推奨品ということで従来からやってきておりますが、今ほどの話というのはJA等を中心に、JAでは今コシヒカリの中でもランク分けをしております。雪むろ米もそうでしょうし、私、これは個人的になるかもしれませんが、そういうランク分けされた上位の米をトップブランドとして価格差づけをしてというような方向が望ましいのかなと思っております。市として、独自の考え方でやっていくことは難しい部分もあると思っております。

大桃委員 私の記憶ですと、当時の民主党の時代に1万5,000円ということから、自民党になってから半分の7,500円となりましたが、残りの7,500円についていろんな形で政府から共同活動、あるいは施設の長寿命化という形の中で取り組んできている各集落農家の皆さんがいるかと思うんですけども、これらの団体の取り組みがまだまだ少ないと聞いております。ここ数年の間、直接米の問題とはかかわらないかもしれませんが、農家の皆さんが、畦や農道を草刈りし申請することによって時間当たりの支払いをもらっているというような施策は、皆さんが非常に飛びついてきているような状況下と感じっております。7,500円を1万5,000円という形においても、一旦は29年度をもって廃止するというこの中を継続させるというのは非常にきついような考えを私は持っています。取り組むのも7,500円現状維持、これもどうかと考えております。農家を支援するに当たって、今言ったような政策等、ほかの面でも活かせるものはないかと考えているわけですけども、その辺を聞かせていただきたいと思っております。

星農林課長 一般質問で市長が答弁した部分もあります。今、大桃委員からありましたように、たしかに多面的直接支払い、それから中山間の直接支払いは、魚沼市全域からするとカバー率は相当上がっております。実施していないところが少ないくらいだと思いますが、その中で各地区が計画して環境活動という形の中での畦草刈り、そういうものに各地区で計画して支払いしている。一つの方向としては、そこも農業作業の一貫でそこら辺が軽減される、またお金に変わるということも非常に大事なことだと思いますので、継続しながら支援していきたいと思っております。

志田委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) これで、執行部への質疑を終結します。討論を省略し、採択することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから、請願第2号、農業者「経営所得安定対策」における「米の直接支払交付金」の継続・充実をもとめる請願を採決し

ます。お諮りします。本件は、採択することにご異議ありませんか。（異議あり）異議がありますので、挙手によって採決します。本件は、採択することに賛成の方は、挙手願います。（賛成者挙手）挙手少数であります。よって、請願第2号は、不採択とすべきものと決定されました。

（2）議案第45号 魚沼市有住宅条例の一部改正について

志田委員長 日程第2、議案第45号 魚沼市有住宅条例の一部改正についてを議題とします。執行部より補足説明はありますか。

小幡土木課長 特にありません。

志田委員長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

大桃委員 住宅を廃止した場合に、その残った土地の利用活用の考えはありますか。

小幡土木課長 本会議でも説明させていただきましたが、月岡住宅については高度利用が望めることから全戸が除却になった段階で、その有効活用を検討したいと思っております。上ノ原住宅につきましては、小出郷福祉センターがありますのでその駐車場の台数がもともと不足しておるということから、担当所管の教育委員会と協議しまして今段階では駐車場として利用したいと考えています。

大桃委員 福祉センターは後々には解体するという話を耳にしております。そこに残るのは体育館ということだけになるろうかと思えます。この福祉センターの敷地、駐車場含めてですけれども、今後どういう形に持っていこうかということころについては、なかなか話が見えてこないし、そういう計画があったら教えていただきたいんですけども、住宅の敷地面積はわずかとは言えども、先々を見据えた中で駐車場にするのか、どういうふうに考えるのかお聞きしたい。

小幡土木課長 小出郷福祉センター解体後の利活用の検討はこれからになっています。その段階で小出郷体育館の利用において、駐車場が充足するかどうかという検討も含めた中で今後の課題とさせていただきたいと思えます。

志田委員長 ほかに質疑はありますか。（なし）これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから、議案第45号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、議案第45号 魚沼市有住宅条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

（3）議案第46号 魚沼市公園及び広場条例の一部改正について

志田委員長 日程第3、議案第46号 魚沼市公園及び広場条例の一部改正についてを議題とします。執行部より補足説明はありますか。

小幡土木課長 特にありません。

志田委員長 これより質疑を行います。質疑はありますか。（なし）質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。（異議なし）

異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから、議案第 46 号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第 46 号 魚沼市公園及び広場条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(4) 議案第 48 号 財産(ロータリ除雪車)の取得について

(5) 議案第 49 号 財産(ロータリ除雪車)の取得について

(6) 議案第 50 号 財産(除雪ドーザ)の取得について

志田委員長 日程第 4、議案第 48 号 財産(ロータリ除雪車)の取得についてから、日程第 6、議案第 50 号 財産(除雪ドーザ)の取得についてまでの 3 件を一括議題とします。執行部より補足説明はありますか。

小幡土木課長 特にありません。

志田委員長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

岡部委員 2.6 メーター、220 k w 級を 2 台、同じものが入札されていて、1 台と 2 台の差が 75 万 6,000 円で、これはそれぞれ入札しているの、安いほうに一本化できないというのは前に話を聞いて、一つ一つだからそれはそれでいいんですけども、他市で同じような 2.6 メーター級のを調べたら、3,365 万円というような数字が出てきたんですけども、当市とは 728 万 2,000 円という差があるんですけども、当市の中だけで入札はいいんですけども、他市と比べて同じものが、どの辺が適正価格か、こういう研究をしたことはありますか。

小幡土木課長 他市との違いは、そもそも発注の段階の仕様の違いだと考えられます。油圧式チップバックであるとか、シャープピンレスの仕様であるとかということまで比較しないと、単純に価格の比較で判断はできないものを思っております。

岡部委員 そういうのも含めて、担当課としてこれが適正な価格だと思ってるという認識でよろしいのでしょうか。

小幡土木課長 適正な価格であるという認識に基づいて、入札執行しております。

富永委員 参考資料 No. 2 の性能・諸元表を確認しますと、平成 14 年式と記載がありますが、新しいのはそれだけ高いかもしれないんですけども、平成 14 年式のもので排ガス規制とかにはどうなんでしょうか。クリアできる性能なんでしょうか。

佐藤市長 参考資料に記載されてるものは、現在配置されてる車両の仕様です。新たに購入する車両の仕様と比較するところで出しているということでもありますので、堀之内地区については平成 14 年式の長岡 900 r 320 というものを更新するということでもありますし、同じくもう 1 台は広神地区の平成 14 年式の車両を新たに更新したいということで、仕様の比較を出している形の資料でありますので、この 14 年式を買うということではありません。

富永委員 そうしますと、導入をしようということですので、新たに取得するものの仕様はどうかという諸元表をなぜ添付しなかったのか。

小幡土木課長 市長の説明にあったとおり、更新機械ということで平成 14 年式、220 k w 級という部分だけが現在使われてる機械を表すものであって、それ以下については今回導入

する緒元となっております。表が見つらく申し訳ありませんでした。次回からこの部分は訂正させていただきますので、よろしくお願いいたします。

富永委員 この場では詳しいのは聞けないかと思しますので、今回取得しようとしているのは何年式のものを考えていますか。

小幡土木課長 平成 29 年式の新車を購入する予定になっております。

志田委員長 ほかにありませんか。(なし) これで質疑を終結します。本 3 件については、討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから、順次採決します。

議案第 48 号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第 48 号 財産(ロータリ除雪車)の取得については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、議案第 49 号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第 49 号 財産(ロータリ除雪車)の取得については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、議案第 50 号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第 50 号 財産(除雪ドーザ)の取得については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(7) 議案第 51 号 市道路線の変更について

志田委員長 日程第 7、議案第 51 号 市道路線の変更についてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。

小幡土木課長 特にありません。

志田委員長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

森山委員 徳次郎踏切を廃止するということですが、近くに民家があってそれなりに利用があったと思うんですが、これがなくなることによってぐるっと回らなければならなくなる方がかなりあると思うんですが、そういった部分の考慮はされて踏切廃止ということになったのかどうか。

小幡土木課長 J R 東日本でその辺調査しまして、地元関係者、自治会長に同意を受けた上で手続き進めさせてもらっておりますので、問題ないと考えております。

岡部委員 踏切のところに階段があるんですけども、道路の起点はどこになりますか。

小幡土木課長 階段を登りきったところを起点としています。起点の位置を決めるに当たり、明王院と協議して、この部分は参道に当たるので参道の取り扱いも含めて起点協議をし、このように決定させていただきました。

志田委員長 ほかにありませんか。(なし) これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから、議案第 51 号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第 51 号 市道路線の変更については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(8) 議案第 52 号 市道路線の廃止について

志田委員長 日程第 8、議案第 52 号 市道路線の廃止についてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。

小幡土木課長 特にありません。

志田委員長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) これで、質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから、議案第 52 号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第 52 号 市道路線の廃止については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(11) その他

・ 7 月 18 日 大雨に関する被害等状況について

志田委員長 日程第 9 及び日程第 10 については、委員会内部の協議になりますので、一部日程を変更して、日程第 11 その他を先にし、その後日程第 9 及び日程第 10 を協議することに、ご異議ありませんか。(異議なし) そのように決定しました。

日程第 11、その他を議題とします。まず、18 日の大雨に関する被害等状況について執行部より報告を求めます。

佐藤市長 先般の豪雨による被害状況について、現在のまとめとして皆さん方にお配りしました資料のとおり報告させていただきます。詳細については、総務課長から説明させていただきます。なお、現在、農林課及び土木課で被害状況の確認をしているところでございまして、今後その状況によっては補正予算をまた議会の皆さん方からご審議いただく必要が出てくるものと思っております。25 日の議会運営委員会までには、ある程度数字を固めた中で諮らせていただければありがたいと思います。

森山総務課長 (資料「7 月 18 日豪雨による被害等とりまとめ」により説明)

志田委員長 ただ今の報告に質疑等はありませんか。

森山委員 この速報の気象状況というところに、小出と堀之内、破間川ダムの 3 カ所の雨量が載ってるわけですが、私の感覚ですと最近の局地的豪雨災害から見ると、魚沼市にこの 3 カ所しかないというのは手薄ではないかと思うんですが、増設は考えていませんか。

森山総務課長 今回雨量が特に多い場所、3 カ所をここに掲載させていただいておまして、観測所はこのほかにも多くあります。国の観測所、市が設置した観測所、県が設置した観測所がありますが、今回速報値ということで 3 カ所のみ掲載とさせていただいております。必要ということであれば、データをお示しさせていただければと思います。

森山委員 今インターネット等で検索すると見れるんですが、それにしても少ないという感じがします。できれば少なくとも各旧町村に一つくらいあった方がいいと思うんですが、どうですか。

森山総務課長 観測点については、市の各庁舎に雨量計が設置されています、また、積雪に

についても測定しています。今回ここには掲載をしませんでしたが、各庁舎の降雨量のデータはあります。

森山委員 避難情報ですが、避難を呼びかけた防災無線を聞いた方から、小出の一部ということでもどこがその一部なのかがわからなかったという話があったんですが、この辺についていかがですか。

森山総務課長 小出の一部ということで、まずは出させていただきます。その後、魚野川の水位が上昇し、小出の地域も少し広がったんですが、かなり町内名があり放送ではしきれない部分がありましたので、放送ではそういったところまでしきれなかったんですが、連合自治会長、自治会長につきましては全て電話連絡で対応させていただきました。これについては、放送の部分でなかなか仕切れない部分があるという課題も残りましたので、今後検討しなければならないと思っております。

森山委員 箇所が多かったということなんですが、結局放送を聞いたんだけど小出地域の一部といわれてもどこかわからない、連合会長が自宅にいて即集落回って連絡すればいいということなんでしょうけれども、自宅にいてそういう体制が取れない連合会長もいるわけです。今の対応だといささか疑問が残るんですが、改善を求めたいと思いますがいかがですか。

森山総務課長 電話でも自分の住んでいるところはどうかという問い合わせもきておりますので、これについては課題として改善の方向で検討したいと思います。

森山委員 被害情報なんですが、家屋、土木施設、農林施設等調査中ということなんですが、今回聞くところによると、堀之内では工場とかの産業、商店などが相当やられてるような話がありますので、その辺をきちんと調査していただいて何らかの支援措置も前提に進めていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

森山総務課長 商工関係については、商工会から報告いただくように今進めてるところです。それぞれ被害を受けました皆さん方への支援については、25日号の市報に折り込みで支援内容を入れたチラシを入れる予定になっておりますし、そこに載せきれない部分があるとしたら、改めてそういった事業者等への周知をさせていただきたいと思っております。

志田委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) 本件については以上といたします。

・有機センターの肥料取締法違反について

志田委員長 次に、冒頭に執行部から説明のありました有機センターの肥料取締法違反について、委員から質疑を受けたいと思いますが、質疑はありませんか。

富永委員 今回この新聞の記事によりますと、魚沼ロマン有機堆肥というのが写真で出てますけれど、魚沼ロマンはこのほかにも何種類か生産してるとは思いますが、そちらのほうはどうだったんでしょうか。

星農林課長 魚沼ロマンというのは、JA全農のロゴです。私どもが地元で農協を窓口に販売するのであれば、魚沼ロマンという名称を使ってもらっていいですよという中で、有機センターの堆肥として1銘柄だけ作らせていただいたものです。ほかの魚沼ロマン等いろいろメーカーあるかと思えます。

森山委員 新聞記事では、この原料の蓄ふんを出したところが、「昔から使っており堆肥の

原料に使えないとは知らなかった」と。その昔からというのが非常にあいまいで、これは魚沼市が有機センターを稼動して蓄ふんを集める前から使っていたということなのか。それとも四、五年前からなのかわかりますか。

星農林課長 私も新聞記事を読んだ限りでございませぬ。それがいつの時期なのか確認をしておりませぬので、確定的なことは申し上げられませぬ。

森山委員 しっかりと調査して、後で報告をお願いします。それと、これにより特別栽培米の認証が取り消しになるという話載っておるんですが、それは一つのルールですから残念ながらしょうがないのかなという感じがするんですが、それによる被害の補償というものは今の段階では魚沼市がするしかないという気がするんですが、いかがでしょうか。

佐藤市長 ご指摘のとおりだと思います。販売している以上、その責任はとらなければいけないと思っております。

森山委員 有機センターでできた堆肥、検査はしているはずだと思うんですが、その検査上には凝集促進材の成分は出てきてるんですか。

星農林課長 有機センターでは従来から独自に年4回程度、機関にお願いして調査しております。そのうち2回は詳細ということで出しておりますが、その中にはカドミウム、水銀、ヒ素等も調べるんですけども、全て基準値には届かないような数値であります。ただ、凝集促進材の成分ということになりますと、そこら辺私わからないんですけども、その成分という形で出てきておりませぬし、もしくは私どもがその調査項目に入れてなかったのか不明ですので、調べたいと思っております。

岡部委員 凝集促進材を養豚場は使わないようにしていきたいということなんだけれども、ここは使わなければ継続してこの養豚場とやりとりしながら、今度は県じゃなくて国に届け出てこの用務が継続していくのか、その辺どうでしょうか。

星農林課長 凝集促進材を使わないで水と固形物を分離するという方法があります。いろいろな方式があるんだろうと思いますが、いずれにしてもお金がかかることだろうと思っております。ただし、そのような形でしていただけることになれば、特殊肥料の原料となりますので継続していきたいと思っております。その届出等につきましては、今回の案件はあくまでも凝集促進材を使うことによって、それが汚泥とみなされてしまったということで肥料取締法違反になりましたけれど、凝集促進材を使わないで出てくる蓄ふんについてはしぼりがありませぬので、特に改めて届出ということはありません。

岡部委員 もともと臭気を調べていったら、ということなんですけれども、臭気の問題は今回の堆肥とは直接ないんですけども、その辺市民が困ってる問題はあるんですけども、追跡的な部分についてはどう考えてますか。

佐藤市長 臭気問題は、この問題の根底にあるのかもわかりませぬが、それとは切り離して考えていかなければいけないと思っております。それは今、この場で議論する部分ではないと私は感じております。臭気問題はまた市としての対応を考えていきたいと思っております。

志田委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) 本件は調査中ということでありますので、以上といたします。そのほか執行部から報告事項等はありませんか。

佐藤市長 今の件につきましては、午後の本会議の冒頭で行政報告させていただきますけれども、所管の委員会でもあります産業建設委員会で状況がまとまりましたら経過も含めて逐一報告させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

志田委員長 そのほか執行部から報告事項等はありませんか。(なし) 委員のみなさんからその他、ご意見・質疑等はありませんか。(なし) なければ、これからは委員会内部の協議になりますので、執行部は退席ということにさせていただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。(異議なし) 意義がありませんので、執行部はここで退席をお願いします。(執行部退席) ここで、しばらくの間、休憩します。

休 憩 (11:03)

再 開 (11:15)

志田委員長 休憩を解き、会議を再開します。

(9) 今後の委員会活動について

志田委員長 日程第9、今後の所管事務調査についてを議題といたします。前委員会での調査状況について資料がありますので、参考としてください。しばらくの間休憩とし、休憩中に取り組むべき課題について委員間の自由討議で意見交換をしたいと思います。

休 憩 (11:15)

休憩中に委員間自由討議

再 開 (11:23)

志田委員長 休憩を解き、会議を再開します。

休憩中に委員の皆さんから協議していただきました。7月31日までに重点項目を委員長に報告するというごをお願いします。今後の委員会活動の重点項目等を選定する方向が決まりましたので、その方針で委員会活動を行うこととし、緊急の課題や新たな課題について随時対応していくこととすることで、ご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

次に、行政視察について意見を伺います。7月3日の全員協議会で、今年の行政視察は全議員一緒での行政視察を行うことに決定しています。行政視察先については、3常任委員長と事務局に一任をされています。行政視察先について希望等があれば伺います。ただし、3常任委委員会の総意となりますので希望どおりになるかはお約束ができませんのでご了承願います。しばらくの間休憩し、委員間自由討議とします。

休 憩 (11:25)

休憩中に委員間自由討議

再 開 (11 : 26)

志田委員長 休憩を解き、会議を再開します。

行政視察については、皆さんの意見を踏まえて委員長及び事務局に一任とし、素案を作成することで、ご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

(10) 閉会中の所管事務等の調査について

志田委員長 日程第 10、閉会中の所管事務等の調査についてを議題とします。

お諮りします。本委員会が、閉会中に所管事務等の調査を行うことについて、議長あて申し出したいと思います。ご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。したがって、閉会中の所管事務等の調査については、議長あて申し出を行うことに決定いたしました。その他、委員の皆さんから何か協議事項等はありませんか。(なし) 本日の会議録の作成については委員長に一任願います。本日の産業建設委員会は、これで閉会します。

閉 会 (11 : 27)